

旅館業法施行令等の一部を改正する政令

新旧対照条文 目次

○ 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第二条関係）	3
○ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和五年政令第二百四十七号）（抄）（第三条関係）	4

改 正 案	現 行
<p>（法第四条の二第一項第一号の政令で定める者）</p> <p>第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 特定感染症の症状を呈している者</p> <p>二 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>（法第四条の二第一項第一号口の協力）</p> <p>第五条 法第四条の二第一項第一号口の政令で定める協力は、次のとおりとする。</p> <p>一 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。</p> <p>二 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（次条第二号において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、法第四条の二第一項第一号口の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(法第四条の二第一項第三号の協力)

第六条 法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとする。

一 体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

二 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第四条の二第一項第三号の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

(法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間)

第七条 法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの間とする。

一 厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に對して法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日

二 厚生労働大臣が、前号に規定するおそれがなくなつたと認め、その旨を告示した日

(新設)

(新設)

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一項の政令で定める要件）  第十三条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のい  ずれにも該当するものであることとする。  一 五 （略）  六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省  令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名  、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項が記載され  ること。  七 九 （略）</p>	<p>（法第十三条第一項の政令で定める要件）  第十三条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のい  ずれにも該当するものであることとする。  一 五 （略）  六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省  令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名  、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載される  こと。  七 九 （略）</p>

○ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和五年政令第二百四十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定感染症国内発生期間の始期に関する経過措置）</p> <p>第一条 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十六条第一項の規定により一類感染症又は二類感染症が国内で発生した旨の公表が行われた場合であつて、施行日までに同項の規定により国内での発生がなくなった旨の公表が行われていないときは、施行日において同項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、改正法第一条の規定による改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「新旅館業法」という。）第四条の二第二項第一号の規定を適用する。</p> <p>2 施行日前に感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により新型インフルエンザ等感染症又は新感染症が国内で発生した旨の公表が行われた場合であつて、施行日までに感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われていないときは、施行日において感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第二号の規定を適用する。</p> <p>3 施行日前に感染症法第四十四条の七第一項の規定により指定感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて</p>	<p>（新設）</p>

感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用された場合であつて、施行日までに感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われておらず、かつ、施行日において感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されるときは、施行日において感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第三号の規定を適用する。

（感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見の聴取に関する経過措置）

第二条 厚生労働大臣は、新旅館業法第四条の二第一項第一号及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、施行日前においても、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くことができる。

（指針の策定等に関する経過措置）

第三条 （略）

（感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見の聴取に関する経過措置）

第一条 厚生労働大臣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くことができる。

（指針の策定等に関する経過措置）

第二条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新旅館業法第五条の二の規定の例により、指針（同条第一項に規定する指針をいう。次項において同じ。）を定め、又は変更し、これを公表することができる。

2 前項の規定により公表された指針は、施行日において新旅館業法第五条の二第一項の規定により定められ、同条第三項の規定に

より公表されたものとみなす。